



国土交通大臣
認可取得

オーナー様が所有する賃貸住宅の
大規模修繕に備える共済

賃貸住宅修繕共済

コンパクトガイド

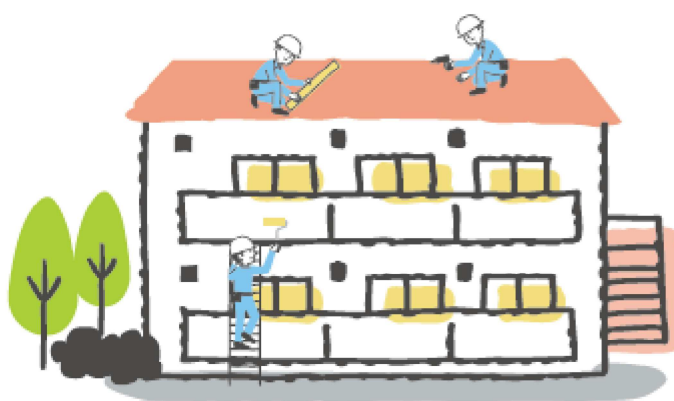
外壁・屋根・共用部

賃貸住宅の修繕を**まるごと**補償

**解体費用も
対象!!**



**共済掛金を全額経費に
することができます!!**
(共済掛金損金計上可能)



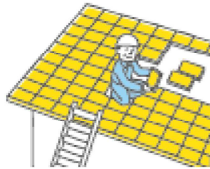


▶ 賃貸住宅修繕共済の概要

用途に応じてご活用ください!

賃貸住宅修繕共済は、**修繕共済・解体共済金**と**火災修繕共済**を組み合わせた共済制度です。

修繕共済・解体共済金



屋根・軒裏の修復

※上記は補償内容の一例です。

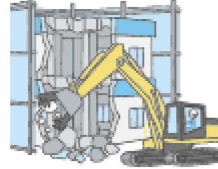


外壁等の修理



バルコニー、共用廊下

その他共用部



解体工事



火災 修繕共済



- 火災
- 落雷
- 破裂または爆発



修繕共済・解体共済金

共済期間中の定期検査において**共済の対象に劣化事象**が認められ、修繕または解体するための工事費用を支払った場合、**共済金**をお支払いします。



火災修繕共済

火災、落雷、破裂または爆発によって共済の対象である建物に損害が生じ、修繕費用を支払った場合、**1回につき30万円を限度に共済金**をお支払いします。

修繕共済のしくみ

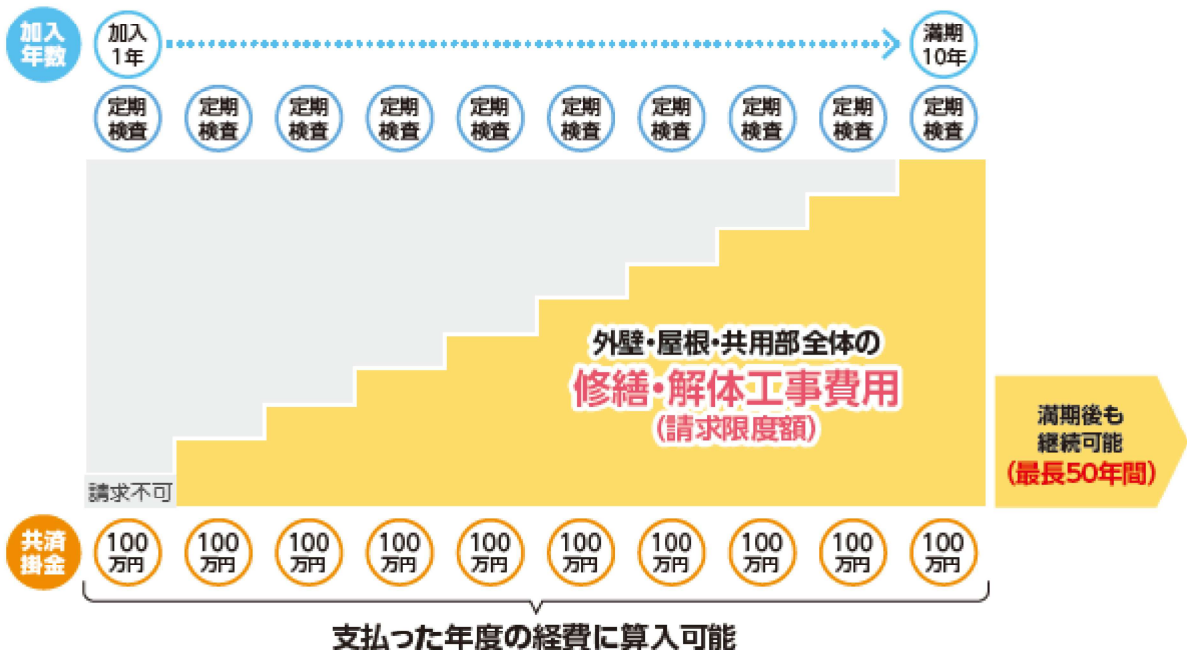
共済掛金から**一部費用を控除した未経過共済掛金の範囲内で工事費用**をお支払いします。

費用

- ・契約事務手数料
- ・火災修繕共済掛金
- ・システム利用料
- ・すでに支払済みの修繕共済金・解体共済金

※共済金は工事業者に直接支払われます。

共済掛金100万円 年払 10年契約のケース





契約の流れ



ご加入にあたって

● 加入できる建物

賃貸に供している住宅または店舗等併用住宅(店舗等部分の床面積が建物全体の50%以下であること)
 社宅・寮・老人ホームも対象(賃貸借契約がある場合に限る)

● 共済期間

10年以上50年以内の1年単位で選択

● 解約返戻金・満期金

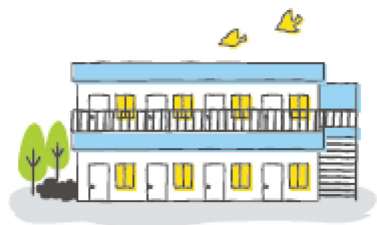
ありません。

● 出資金

組合加入(出資金:1口1,000円)を要します。

左のうち加入できない建物

- 未登記の建物
- 所有者が異なる建物(共有は可)
- 加入時に所定の築年数(木造・軽量鉄骨50年、その他60年)を超えている建物
- すぐに修繕が必要な建物



掛金プラン

戸数別モデルコース 住宅形態・物件の戸数に応じて、1契約(棟)の「共済掛金」を決めてください。

戸数別モデルコース掛金額

住宅形態	戸数	1契約(棟)あたりの共済掛金 ※1万円単位で選択可	
		月払	年払
集合住宅	2~6戸	2万円~6万円	24万円~72万円
	7~11戸	2万円~8万円	24万円~96万円
	12戸~	3万円~12万円	36万円~144万円
戸建住宅		1万円~5万円	12万円~60万円

⚠ 共済掛金についてのご注意

- ご契約期間中の契約金額(共済掛金合計)には**限度額**が設けられていますのでご注意ください。
 契約限度額(1㎡あたり)

構造	1㎡あたり
木造・軽量鉄骨造	50,000円
重量鉄骨造	51,000円
RC造	53,000円

- 共済掛金の変更は年1回契約の応当日に限ります。
 (変更スケジュールはお問合せください)
 ①**増額**:年1回応当日のみ変更可能
 ②**減額**:契約開始から5年経過後より可能

【その他プラン】修繕計画書作成を前提とする**長期修繕計画コース**もご用意しています。



補償対象 対象範囲の例

※写真は補償内容の一例です。
 ※各部位の「修繕工事」が対象となります。

木造・軽量鉄骨アパートの例



屋上設備
(通信設備・高架水槽)

屋上



ゴミ置き場

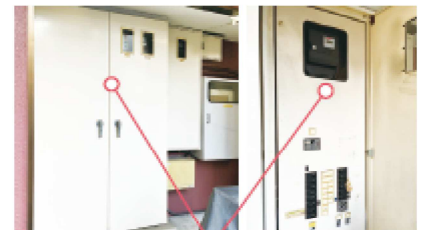
エレベーター
※全部交換は対象外

鉄筋コンクリートマンションの例



電灯設備

駐輪場

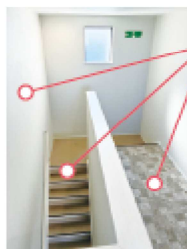


電気設備・情報通信設備



宅配ボックス

メールボックス

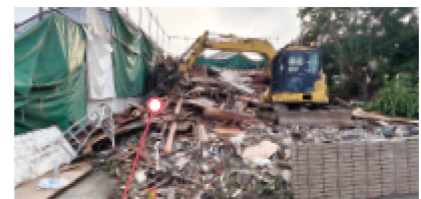


内階段・内廊下・内外壁



給排水設備

ガス設備



解体工事